

コンフィアンサレポート

2012/8 Vol.38 【3分でわかる最新情報】

指定日目前、工事請負等の改正消費税留意点

消費者の負担を考慮し、税率が2回にわたって変更になる等、実務の煩雑さが懸念されている改正消費税ですが、適用関係が最も複雑となる工事請負等について、留意点をまとめました。

◆原則

工事請負等の消費税の納税義務が発生するのは、目的物の全部を完成して引き渡した日となります。つまり、工事請負等の場合、原則として、完成引渡し日が平成26年3月31日までであれば、5%、平成26年4月1日～平成27年9月30日までであれば、8%、平成27年10月1日以降であれば、10%の消費税率が適用されることとなります。

◆経過措置

工事請負等は、契約から、完成引渡しまでに長期間を要することも多いため、改正税率施行日の半年前である、「指定日」の前日までに契約を締結したものについては、完成引渡し日にかかわらず旧税率が適用される、経過措置が設けられています。

改正税率	改正税率施行日	指定日
8%	平成26年4月1日	平成25年10月1日
10%	平成27年10月1日	平成27年4月1日

経過措置を考慮すると、工事請負等の適用税率は下記のとおりとなります。

契約締結時期	適用税率
～平成25年9月30日までの契約締結	5%
平成25年10月1日から平成27年3月31日までの間の契約締結	平成26年 3月31日までの完成引渡し・・・5% 平成27年 4月 1日以後の完成引渡し・・・8%
平成27年4月1日以後の契約締結	平成27年 9月30日までの完成引渡し・・・8% 平成27年10月1日以後の完成引渡し・・・10%

◆経過措置留意点

- ・受注者は、経過措置の適用がある場合は、請求書等に記載する等、発注者にその旨を書面により通知する必要があります。
- ・指定日前に契約し、その後、設計変更等が生じ、金額が増額となった場合には、増額された部分は、新税率が適用されることとなります。
- ・契約が指定日前になされたかどうかは契約書等の書類により確認することになりますので、契約書等を適正に作成し、保存しておく必要があります。
- ・経過措置の適用は、契約毎に判断しますので、元請が指定日前の契約でも、下請が指定日後であれば下請には経過措置は適用されません。

◆消費税改正により予想されるトラブルと対策

・工期の遅れ・・・平成25年10月1日以後に契約した工事で、引渡し日が3月31日前である工事が遅延し、4月1日以後の引渡しとなった場合、8%の税率が適用となります。このような場合に、見積書や契約書が5%で計算された消費税込の金額で記載されている場合、差額3%を発注者に求めるのは困難になることが予想されます。見積書、契約書には、本体価格と消費税額を区分して記載し、「工期の遅れにより引渡し時点の消費税率が変更となった場合には変更後の消費税率に基づく消費税額との差額を決済する」という趣旨の条項を記載することが必要です。

※工事請負等の範囲や、適用関係の詳細はご相談下さい。

ご質問等はこちらまで



コンフィアンサ税理士法人
担当 後藤 陽子

東京都千代田区六番町1番地
☎(03)3237-1022